

第1回ワークショップ(H18.7.29)振り返りシート集計

	Q1講演会はいかがでしたか 1よく理解できた 2大体理解できた 3部分的に理解できた 4分からなかった	Q2講演を聞いて感じたことをお知らせください	皆様からのご意見に対し、現状でお答えできるものについて記載させていただきます。
1	1	住民一人ひとりが、この先、このまちをどうするか考えていく必要があると思いました。また、この意見をすり合わせて、住民自治条例に取り入れていければと思いました	1人でも多くの市民の皆さんの参加の元にこの条例を制定したいと考えています。
2	2	・住民自治条例の姿がおぼろげながら理解できた ・協働によるまちづくりをめざしてかなり広い概念での取り組みが必要と感じた ・多くの市民の参画を期待したい(直接参画できなくとも、インターネット等を通じての参画呼びかけも必	ワークショップニュースを作成し、各公民館など公共施設に掲示するほか、市のホームページにも掲載の予定です
3	3	これは大変なことです。頑張ります	
4		・大きなポイントは理解できたと思います。 ・それにしても「住民自治条例」というネーミングは？	今後、皆さんの議論の中でネーミングについてもご検討をいただきたいと考えています。
5	2	・自治体の基本法と従来の法令との関連がよく分からない ・市民と行政の協働の意味について(改めて協働という意味)	・地方自治法は全国一律に適用されるもので、国と地方との関係や仕事の分担、例えば、地方ができることとできないこと、できることをどのような手続きで行うのかが規定してあります。しかし、北本市がどのようなルールに従って市政を運営するのか、北本市民と北本市がそれぞれどういう役割を担うのか、ということはどこにも規定されていません。憲法では、地方自治体が条例を制定することを認めています。他団体の自治基本条例は、行政運営の基本理念、基本原則や仕組みを定めるもので、他の条例はこの自治基本条例の内容に則ったものでなくてはならないとされています。そのため、市の条例の中でも最高規範として位置付けるべき性格をもつことから、「自治体の憲法」とも言われることがあります。 ・「協働」は一般的に対等の立場で共通の目標に向かって行動することとされていますが、北本市における協働の意味は、この条例を検討する作業の中で皆さんとともに定義づけたいと考えています。
6		新しい取り組みなのでまだまだ問題点有り	この条例の制定作業が市民の皆さんとの協働事業のはじめの一歩だと考えています。
7		初めてのことで、何のためにこのような条例が必要なのかよく分からなかった。今ある条例の不足分を補うものかなという気もしたが、岸和田市の条例は最高規範ということで、この条件の位置付けが分からな	自治基本条例は、国の憲法にあたるものの北本市版だと考えていただくのがよしいかもしれません。
8	2	これから勉強していきたい	
9	1	特になし	
10	1	住民と市民のちがいについて了解す	
11	1	北本市における市民と行政の協働によって、住民自治条例を制定しようという視点、行政と市民が責任を分担し合い協力に行われる時代になったこと。基本的(概念)として、まちづくりは市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働して推進していくことが大切であります。市民、議会、行政の意見を十分踏まえた上で意思決定するよう期待いたします。市長がリーダーシップを取って徹底的に情報を公開しつつ、試行錯誤と改良を重ねながら、協働を進める今後に期待します。	
12	3		
13	3	住民自治条例の名称について事務局の説明がなかったのは？	今後、皆さんの議論の中でネーミングについても検討をいただきたいと考えています。
14	2	壮大なテーマだと思いました。	
15	3	子育ての問題を語るときに、制度よりもまず親育ちを促す必要があるという現実があります。市民ワークショップは、行政が市民育ての一環として設けたものと思って参加しましたが、少し難しかったです。ただ、質問をされた方の考えを聞いて少し身近に感じることができました。	
16	2	お話を拝聴して自治基本条例の歴史・特徴などはよく理解でき、また議会とのかかわりの難しさを感じました。ただ、北本市においてどうして住民自治条例が必要なのか住民自治条例というのが実際に市民にどんな意識改革が起きるのが今ひとつ分かりにくかったです。どうしても行政側の立場として自治基本条例を作りたいという感じがしてしまうのですが、市民も行政も机上の空論にならないように今後も努力する必要があると思いました。	地方自治法には、「自治体は地域の総合行政を進めていかなければならない」という規定があります。地方分権が進む中で、これまでの全国一律、国の指示によって進めてきた自治運営は、まちごとにそのまちにあった自治運営を行わなければならなくなってきています。そのための自治の枠組みや自治を実現するための仕組みを整える必要があると考えます。

第1回ワークショップ(H18.7.29)振り返りシート集計

	Q1講演会はいかがでしたか 1よく理解できた 2大体理解できた 3部分的に理解できた 4分からなかった	Q2講演を聞いて感じたことをお知らせください	皆様からのご意見に対し、現状でお答えできるものについて記載させていただきました。
17	3	今何故北本市で自治基本条例？ 現在の条例に修正とか追加とかの必要に迫られているということ？規則・要綱にも？ 説明を受けた基本条例と北本市の考える住民自治条例の違いは？	第四次北本市総合振興計画の基本的な考え方とした市民と行政との協働によるまちづくりを進めるために、まず、基本的な事項を整理しておく必要があると考えています。先生の講演された自治基本条例と住民自治条例は同一であると考えてください。
18	3	協働ということで以前、福祉、教育、自然ということで話し合いを持っていたが、この講演を第四次計画に参加した人達が聞けばよいのではないのか？あの人達はどうなってしまったのか、また一つ一つの結びつきの関係がスムーズにいかないように思われる。テーマのみの講演ではなく、女性、若人の参加を求めらるのであればもっとやわらかくコミュニケーション方みんなが参加しやすい環境をつくるべきだ。まわりを見ても年配者が多い為、住民自治条例がかたよってしまうかもしれません。	第四次総合進行計画策定市民会議に参加された方全員にワークショップの案内を差し上げました。また、広報、HPへの募集記事の掲載のほか、公共施設へのポスター掲示、JR北本駅での案内チラシの配布なども行ったところ。しかし、もっと多くの市民の方に興味を持っていただくための工夫が必要であったことを反省しています。今後のワークショップを成功させるために参加メンバー(皆さん)からの提案もお願いしたいと考えます。
19	4	難しいテーマでした。市民の中でも一町内会の自分、PTAとしての自分ぐらいの私でしたので、北本市の市民としてもっとより深く北本市を知らなければならぬと思いました。 議会は一度も傍聴した事もないので、これからはもっと北本市を理解し、それから出ないと市とともに協働で条例を作っていくことは不可能であると思いました。	
20	3	なじみのない言葉や内容で余り理解できなかった	
21	3	情報(公開・提供・共有)と個人情報保護条例との関係	
22	3	講師から既に制度化された自治体の説明があったが、各条例の要約の対比表のような資料があれば更に踏み込んだ検討ができる	今後のワークショップを進めていく中で、条例の具体的な検討段階に入ったときにご留意させていただきたいと思います。
23	2		
24	1	他の自治体の「自治基本条例」の歴史と現状がよく理解できた。 最近「市民の参画と協働」という言葉をよく聞くが実際に企画し、組織化するには時間と体力が必要と思われるので今後の市職員の努力を期待します。 私としては今後も参画してより良い「町づくり」に協力できればと考えております	
25	2	内容等については、良い情報として為になったと思っている。 現在、基本条例がなくても市民生活にも市行政にも不具合が生じているとは思えない。 法を制定して、それにより逆に市民生活や行政の不具合、きしりが生じないか、市として市民としてより良い街づくりの為にこうあるべきではないかという目的、目標を定める条例で十分ではないか	おっしゃるようなより良いまちづくりのための目標やルールを検討していただきたいと思います。
26	2	自治基本条例の制定への基本的な考え方がよく分かりました。 制定後の検証・評価方法についてもっと聞きたかったと思いました。	
27	3		
28	3	日常生活をする上で規則にしばられたくはないが、マスコミ等の情報を耳にすると必要性を感じ、又、今日の講演でも感じました。が大変難しい問題です。	
29	3	当市何故このようなことをしなければいけないのか。 市民を1人でも多く市政に参加させるという一般論は分かるが、もう少し時間が必要と感じた。	繰り返しになりますが、まちの憲法を考えるという重要な作業ですから1人でも多くの市民の皆さんの参加の元にこの条例を制定したいと考えています。制定までの具体的な作業方法についても皆様にご検討いただきたいと思います。
30	2	自治基本条例がどのようなものかなんとなく理解した。 北本市の現状(基本条例)・問題点等をこれから勉強していきたいと考えます。	
31	2		
32	3	今後が楽しみです。	
33		・誰が作るの？ ・市が作るなら市民参加とどこが違うの？ ・市民が作った時、提案は市長？自己矛盾するよね ・革新派のパフォーマンスで終わらないかなあ？	市民と行政との協働による作業を考えていますが、議会に提案するのはあくまでも市です。企画段階から市民の皆様のご意見を伺いながら形をつくっていくことを考えています。
34	3	新しい仕組み 内容がむずかしい	

第1回ワークショップ(H18.7.29)振り返りシート集計

	Q1講演会はいかがでしたか 1よく理解できた 2大体理解できた 3部分的に理解できた 4分からなかった	Q2講演を聞いて感じたことをお知らせください	皆様からのご意見に対し、現状でお答えできるものについて記載させていただきました。
35	2		
36	2		
37	3		
38	2	必要項目の中に北本市らしい市の特色を取り入れてもらいたい。 例 緑 自然 環境のとらえ方、守り、育て方等についてを入れるのも良いと思う。	今後のワークショップの中で条例に盛り込むべき「北本市らしさ」についても皆様に十分にご検討いただきたいと考えます。
39	2	話の内容は理解できたがまだ目的が見えていないので何を中心に聞いてよいのかわからない	
40	2	質問者の氏名が判らない。どんな人が質問しているのか？次回からは質問の最初に氏名を明らかにして欲しい。	
41	2	対等に政策立案は市民と行政で持っている情報が異なるので無理ではないか	市民の皆様と行政とが対等の立場に立つためには情報公開のほかにもどのようなことが必要かをご検討いただきたいと考えます。
42	3	初めての話で問題の全容がわからないので一寸とまどった	
43	2	当該条例をつくることの効果、大切さが語られていなかった。このへんを語る必要がある。	地方分権改革により、国と地方の関係はこれまでの主従の関係から、対等、協力という関係に大きく変わりました。これまでの全国一律的なまちづくりから、自己決定、自己責任に基づき、地域の実状に合った政策、つまり、北本市独自のサービスを効果的、効率的に行うことができる範囲がより広がりました。その際に、市はどのような基本原則に従うのか、というルールが必要となります。また、地域の課題や要望も多様化し、増えていく中で、「本当に地域に必要なものは何か」を選択、決定する方法、また、市民の皆様と市が一緒になって「よりよいまちをつくる」ためには、それぞれが何をすべきか等のルールを作ることが必要となってきたと考えます。
44	3	始めて聞いた言葉等が多く全体的にむずかしい点がありました。今後、自分なりに勉強して行き、参画していきたいと思えます。 資料のお願い(ニセコ町、杉並区、岸和田市)の条例の全文があればよいのですが	重複しますが、今後のワークショップの中でご用意させていただきます。
45	2	市長による住民自治条例の策定のためのワークショップの趣旨、必要性がよく分からない。議会は役不足なのか？ 山口教授の講演も最初の「自治基本条例とまちづくり基本条例」の部分があっさりとした説明で各自自治体が条例策定に動いた趣旨の説明が欲しかった。	今回のワークショップは、協働のまちづくりを進める上で必要なルールづくりのための第一歩と位置づけています。協働のまちづくりを進めるためのルールは、どちらか一方だけで決めることはできないと考えるためです。そのために、基本的な部分について市民の皆様と一緒に考えていきたいと思えます。 次回第2回のワークショップでは、先輩である条例制定市の久喜市で市民ワークショップの運営委員長を務められた鈴木さんにお話をさせていただきます。市民の立場で、行政から条例制定検討の呼びかけがあったとき、久喜市の市民はどのように行動されたのか、是非、ご参考にしていただきたいと考えます。
46	3		
47	3	協働 = 参画	
48	2		

1よく理解できた	5
2大体理解できた	19
3部分的に理解できた	19
4分からなかった	1